

## 浜田市有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、浜田市有料広告掲載要綱（平成19年浜田市告示第165号。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 広告媒体(要綱第2条第1項の広告媒体をいう。)に掲載する広告(以下「有料広告」という。)は、社会的に信用度の高い情報でなければならない。

2 有料広告の内容及び表現は、有料広告にふさわしい信用性及び信頼性の持てるものであり、かつ、市民に不利益を与えるものであってはならない。

3 屋外に掲出する有料広告(以下「屋外広告」という。)は、当該屋外広告を掲出する地域の特性に配慮したものであり、かつ、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の種類に応じて、個別の基準が必要なときは、別に基準を定めることができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項の風俗営業に該当する業種又はこれに類する業種
- (2) 島根県青少年の健全な育成に関する条例の規定により制限される営業に該当する業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブル（公営のものを除く。）
- (6) 占い、運勢判断等
- (7) 興信所、探偵事務所等
- (8) 商品先物取引
- (9) 債権取立て、示談引受け等を行うもの
- (10) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (11) 民事再生法に基づく再生手続中又は会社更生法に基づく更生手続中の事業者

- (12) 規制対象となっていない業種であっても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者  
(掲載基準)

第5条 次に掲げるものは、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの（おおむね次のとおりとする。）
  - ア 不当景品類及び不当表示防止法第4条第1項各号に規定する表示に該当すると認められるもの
  - イ 薬事法第66条各項に規定する表示に該当すると認められるもの
  - ウ 独占禁止法に違反する建築条件付き宅地の販売
  - エ 開発許可又は建築確認を受けていない物件のシリーズ広告又は予告広告
  - オ 名誉毀損、信用毀損、プライバシーの侵害、業務妨害のおそれのあるもの又は差別を助長するもの
  - カ その他各種法令に違反しているもの
- (2) 社会的な観点から適当でないもの（おおむね次のとおりとする。）
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体、特殊結社団体等に係るもの又はそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反するもの
  - イ 性差別若しくは性別による固定的な役割分担若しくは暴力的行為を助長する表現又は著しく性的感情を刺激する表現であるもの
  - ウ 県知事又は市長の許認可を受けていない、又は届出をしていない等必要な手続を行っていない社会福祉施設等の広告
  - エ 文部科学省又は都道府県の認可を受けていない学校、専修学校及び各種学校（公的機関の助成制度等の適用を受けている団体は除く。）の広告
- (3) 消費者保護の観点から適当でないもの（おおむね次のとおりとする。）
  - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示並びに誤認を招くような表現のもの
  - イ 射幸心を著しくあおるもの
  - ウ 人材募集に係る広告であって、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
  - エ 虚偽の内容を表示するもの
  - オ 法令等で認められていない業種、商法、商品等

- カ 国家資格に基づかない者が行う療法等
- キ 過去1年間に行政機関から悪質な行為があった等の理由により指名停止、許可取消し等の行政処分を受けた事業者の広告
- (4) 青少年保護及び健全育成の観点から適当でないもの（おおむね次のとおりとする。）
  - ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
  - イ 暴力、犯罪等を肯定し、助長するもの
  - ウ 残酷な描写等善良な風俗に反するもの
  - エ 暴力又はわいせつ性を連想させるもの
  - オ ギャンブル等を肯定するもの
  - カ 青少年の人体、精神、教育等に有害なもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- (6) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (7) 宗教団体による布教推進を主な目的とするもの
- (8) 社会問題についての主義主張又は係争中の事案に係る声明広告
- (9) 国内世論が大きく分かれているもの
- (10) 人種、信条、性別、職業、境遇等による差別的な表現があるもの
- (11) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (12) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告
- (13) 広告主の代表者等の写真を含むもの
- (14) 有料広告の掲載媒体の紙面、画面構成、主要使用目的等を著しく損なうおそれがあると認められるもの
- (15) その他市長が不適當であると認めるもの（おおむね次のとおりとする。）
  - ア 皇室関係の写真、紋章を使用した広告
  - イ 氏名、肖像等で本人に無断で使用したもの又は明らかに模倣、盗作等とみなされる表現のもの
  - ウ アマチュアスポーツの選手、役員等の氏名、写真、推薦文を使用したもの
  - エ 責任の所在が明確でないもの
  - オ あたかも浜田市が推奨しているような表現のもの
  - カ 市税等の未納（法人の場合は代表者を含む。個人事業主の場合は、その代表者）がある事業者の広告

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

第6条 屋外広告の内容、デザイン等が次の各号のいずれかに該当し、街の美観風致を損なうおそれがあるものは掲載しないものとする。

- (1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
- (3) 美観を損ねる程度に表現等が著しくきついもの又はくどいもの
- (4) 景観と著しく違和感があるもの
- (5) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
- (6) 著しくデザイン性の劣るもの
- (7) 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの
- (8) 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観又は文化にそぐわないもの
- (9) 地区計画その他の各種計画等において景観形成の目標が定められている場合、その目標に沿った貢献が認められないもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第7条 屋外広告の内容、デザイン等が次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しないものとする。

- (1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの（おおむね次のとおりとする。）
  - ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
  - イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
  - ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (2) 自動車等運転手の注意力を散漫にするおそれがあるもの（おおむね次のとおりとする。）
  - ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
  - イ 水着姿、裸体姿等を表示し、著しく注意を引くもの
  - ウ デザインがわかりづらい等判断を迷わせるもの
  - エ 絵柄や文字が過密であるもの

(市が管理するウェブサイトに関する基準)

第8条 市が管理するウェブサイトに掲載する広告に関しては、ウェブサイトに掲載される広告だけでなく、当該広告がリンクしているウェブサイト

の広告内容についてもこの基準を適用するものとする。

(広告表示等の個別基準)

第9条 具体的な有料広告の表示、表現等については、掲載の都度、別表の各項目に照らし、その適否を判断するものとする。

(例外事項)

第10条 この基準に定めのない広告又は市長が自ら働きかけて市政への協賛広告主を募集する広告等、特殊な事例については、第2条の基本的な考え方に照らし、掲載内容等を検討の上、その都度適否を決定するものとする。

附 則

この基準は、平成19年12月28日から施行する。

## 別表（第9条関係）

### 1 人材募集広告

- (1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあつ旋の疑いのあるものは認めない。
- (2) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。

### 2 語学教室等

安易さ又は授業料、受講料等の安価さを強調する表現は使用しない。

例：1か月で確実にマスターできる等

### 3 学習塾、予備校等（専門学校を含む。）

- (1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示し、根拠を明確にする。
- (2) 通信教育、講習会・塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

### 4 外国大学の日本校

次の主旨を明確に表示すること。

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

### 5 資格講座

- (1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表現すること。

「この資格は国家資格ではありません。」

- (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

- (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。
- (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

### 6 病院、診療所、助産所

- (1) 医療法第6条の5の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

- (2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。
  - (3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。
  - (4) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。
  - (5) 写真については、病院の全景又は当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは広告できない。
  - (6) マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマーク及び名称は自由に用いることができない。
- 7 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復）
- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
  - (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。
  - (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できない。
- 8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）
- 広告を掲載する事業者が、島根県薬事衛生課又は浜田保健所衛生指導グループで広告内容についての了解を得ていること。
- 9 いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品
- 広告を掲載する事業者が、島根県薬事衛生課又は浜田保健所衛生指導グループ並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ていること。
- 10 障害者自立支援法、介護保険法に規定するサービスその他高齢者福祉サービス等
- (1) サービス全般（老人保健施設を除く。）
    - ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。
    - イ 広告主に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
    - ウ その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

例：浜田市事業受託事業者等

(2) 有料老人ホーム

前号に定めるもののほか、次のとおりとする。

ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

ウ 公正取引委員会が不当景品類及び不当表示防止法第4条第1項第3号の規定に基づき策定した「有料老人ホーム等に関する不当な表示」に規定した表示は掲載できない。

(3) 有料老人ホーム等の紹介業

ア 広告主に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

11 墓地等

許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

12 不動産事業

(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

(2) 不動産売買又は賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。

(3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。

(4) 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等

13 弁護士、税理士、公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

14 旅行業

(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。

(2) 不当表示と認められるものは掲載しない。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等

15 通信販売業

返品等に関する規定が明確に表示されていること。

16 雑誌、週刊誌等



- (1) 適正な品位を保った広告であること。
- (2) 見出し又は写真の性的表現等は、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。
- (3) 性犯罪を誘発、助長するような表現（文言、写真）がないものであること。
- (4) 犯罪被害者（特に性犯罪又は殺人事件の被害者）の人権、プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- (5) タレント等有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し、節度を持った配慮のある表現であること。
- (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉又はセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- (7) 未成年、心神喪失者等の犯罪に関連した広告は、氏名及び写真は原則として表示しない。
- (8) 公の秩序及び善良な風俗に反する表現のないものであること。

#### 17 映画、興業等

- (1) 暴力、とばく、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容のものは、掲載しない。
- (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- (4) 内容を極端にゆがめ、又は一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
- (5) ショッキングなデザインは使用しない。
- (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- (7) 年齢制限等一部規制を受けるものは、その内容を表示する。

#### 18 占い、運勢判断

- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (2) 占い又は運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。
- (3) 料金又は販売について明示する。

#### 19 古物商、リサイクルショップ等

- (1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
- (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を得ていない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

#### 20 結婚相談所、交際紹介業

- (1) 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。

- (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- 21 労働組合等一定の社会的立場及び主張を持った組織
- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。
- 22 募金等
- (1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- (2) 次の主旨を明確に表示すること。
- 「〇〇募金は、〇〇県知事の許可を受けた募金活動です。」
- 23 質屋、チケット等再販売業
- (1) 個々の相場、金額等の表示はしない。
- 例：〇〇〇のバッグ 50,000 円、航空券 東京～萩石見 17,000 円等
- (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。
- 24 トランクルーム及び貸し収納業者
- (1) 「トランクルーム」については、国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であること。
- (2) 「貸し収納業者」については、会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、次の主旨を明確に表示すること。
- 例：「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」等
- 25 ダイヤルサービス
- 「ダイヤルQ2」のほか、各種のダイヤルサービスについては、内容を確認のうえ判断する。
- 26 その他表示について注意を要する事項
- (1) 割引価格の表示
- 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
- 例：「メーカー希望小売価格の 30%引き」等
- (2) 比較広告
- 主張する内容が客観的に実証されていること（根拠となる資料が必要）。
- (3) 無料で参加、体験できるもの
- 一部費用負担がある場合には、その旨明示すること。
- 例：「昼食代は実費負担です」、「入会金が別途必要です」等
- (4) 責任の所在、内容及び目的が不明確なもの
- ア 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。

- イ 広告主の所在地、連絡先の両方を明示する（連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。）
- ウ 法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。
- (5) 肖像権、著作権が関係するもの  
無断使用でないこと。
- (6) 宝石の販売に関するもの  
虚偽の表現がないこと。  
例：「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない。）等
- (7) アルコール飲料に関するもの
  - ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。  
例：「お酒は20歳を過ぎてから」等
  - イ 飲酒を誘発するような表現の禁止  
例：お酒を飲んでいる姿又は飲もうとしている姿等